

平成六年国家公安委員会規則第一号

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十三条の六第一号ロ及び第二項第一号ロの規定に基づき、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則を次のように定める。

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十三条の五の三第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下この条、次条及び第八条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）が運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者に対し行う教習の課程（法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対し行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができず免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 大型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを

修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(1) 二十一歳未満の者

(2) 過去三年以内に法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書又は第五条に規定する終了証明書の発行に関し不正な行為をした者

(3) 法第一百七十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第一百七十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(5) 法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項第二号又は第三号に該当して法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（大型）に係る教習を行うために必要な数の大型自動車（専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）に限る。以下この項において同じ。）

第三十三条第五項第一号ホの運転シミュレーター（以下「運転シミュレーター」という。）

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（大型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
貨物自動車 の運転に 係る危険 の予測そ の他の貨 物自動車 の安全な 運転に必 要な技能	大型自動車又は 運転シミュ レーターを用 い、大型自動 車を用いる場 合において、 道路において、 運転シミュレ ーターを用い る場合にあつ	二時限以 上
貨物自動車 の運転に 係る危険 の予測そ の他の貨 物自動車 の安全な 運転に必 要な知識	教本、視聴覚教 材等必要な教 材を用い、討 論の方式によ り、届出自動 車教習所の建 物において行 うこと。	一時限以 上
夜間におけ る貨物自 動車の安 全な運転 に必要な 技能	大型自動車又は 運転シミュレ ーターを用い 、大型自動 車を用いる場 合において、道 路において、 運転シミュレ ーターを用い る場合にあつ	一時限以 上

ては届出自動車教習所の建物において行うこと。

一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車をを用いる場合には、凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下「凍結路面教習」という。）を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくとも凍結路面教習を行うことができる）

二 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は普通自動車をを用いる場合には、道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備に

ては届出自動車教習所の建物において行うこと。

<p>一 教本、府令第三十三条第五項第二号の模擬人体装置（以下「模擬人体装置」という。）、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p>	<p>三時限以上</p>
--	--------------

備考
一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。

<p>二 教習は、大型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合であつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 四 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、大型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合であつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。 六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習（次項において「荷重教習」という。）については、中型自動車又は準中型自動車を用いて行うことができる。 七 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間において届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。 八 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験すること</p>
--

<p>九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合であつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。 十 現に普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）、若しくは普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）、を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号若しくは三十三条の五の三第一項第二号若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。 十一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。 イ 中型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者 ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（中型免許に係る者に限る。）又は届</p>
--

<p>出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であつて、前項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの 二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。 イ 教習課程（中型）に係る教習を行うために必要な数の中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター ロ イに掲げるもののほか、教習課程（中型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備 三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。</p>
--

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能	中型自動車又は運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建	一時限以上

<p>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合に於ける運轉の危険性に於ける貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能</p>	<p>夜間における貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能</p>	<p>運轉に必要な知識 物において行うこと。 一 一時限以上</p>
---	---------------------------------	--

<p>備考 一 この表において、教習時間は、一時限につき五十分とする。 二 教習は、大型自動車仮免許又は中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。 三 運轉シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果が</p>	<p>一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 中型免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めらるる者に限る。）が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p>	<p>は道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運轉シミュレーターを用いている場合に於ては届出自動車教習所の建物において行うこと。 一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 三 一時限以上</p>
--	--	--

<p>九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運轉の危険性に於ける貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能に係る教習のうち、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備に</p>	<p>四 貨物自動車等の運轉に係る危険の予測その他の貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能に係る教習のうち、運轉シミュレーターを用いて行うものについては、中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 五 貨物自動車等の運轉に係る危険の予測その他の貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車等の危険予測運轉に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合に於ては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。 六 貨物自動車等の運轉に係る危険の予測その他の貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重教習については、準中型自動車を用いて行うことができる。 七 夜間における貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。 八 夜間における貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、中型自動車及び運轉シミュレーターを用い、又は中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p>	<p>あると認められる場合に於ては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 四 貨物自動車等の運轉に係る危険の予測その他の貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能に係る教習のうち、運轉シミュレーターを用いて行うものについては、中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 五 貨物自動車等の運轉に係る危険の予測その他の貨物自動車等の安全な運轉に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車等の危険予測運轉に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合に於ては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p>
--	--	---

<p>ロ イに掲げるもののほか、教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備</p>	<p>二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。 イ 教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な数の準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運轉シミュレーター</p>	<p>4 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（準中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 一 届出自動車教習所において自動車の運轉に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（準中型自動車を運轉することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「準中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。 イ 準中型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者 ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（準中型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの 二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。 イ 教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な数の準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運轉シミュレーター</p>
---	---	--

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
貨物自動車 の運転に 係る危険 の予測そ 他の貨物 自動車 の安全な 運転に必 要な技能	準中型自動車又は運転シミュレーターを用い、準中型自動車を用いる場合は道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては、普通乗用自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
普通乗用自動車(普通自動車、普通貨物自動車、のち、普通貨物自動車を除く)のうち、普通乗用自動車を用いる場合において、道路に	普通乗用自動車又は運転シミュレーターを用い、普通乗用自動車を用いる場合において、道路に	一時限以上

下この表において(一)の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車、普通貨物自動車、のち、普通貨物自動車を除く)のうち、普通乗用自動車を用いる場合において、道路に

シミュレーターを用いる場合にあっては、普通乗用自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況や聴覚により認識することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、普通乗用自動車を用い、普通乗用自動車教習所のコースにおいて行うこと。

二時限以上

貨物自動車及び普通乗用自動車に係る危険の予測その他の普通乗用自動車及び普通貨物自動車の安全な運転に必要な技能	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
夜間における貨物自動車、普通乗用自動車、のち、普通貨物自動車を除く)のうち、普通乗用自動車を用いる場合において、道路に	準中型自動車又は運転シミュレーターを用い、準中型自動車を用いる場合は道路において、運転シミュレーターを用いる場合において、道路に	一時限以上

あつては届出自動車教習所の建物において行うこと。

一 準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、準中型自動車又は普通乗用自動車を用いる場合は道路にあっては、普通乗用自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては、普通乗用自動車教習所の建物において行うこと。

二 準中型自動車又は普通乗用自動車を用いる場合は道路にあっては、普通乗用自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては、普通乗用自動車教習所の建物において行うこと。

三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。

高速自動車国道及び	路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下における危険性の運轉に危険性を伴った貨物自動車、普通乗用自動車、のち、普通貨物自動車を除く)のうち、普通乗用自動車を用いる場合において、道路に	一時限以上
普通乗用自動車又は普通貨物自動車	普通乗用自動車又は普通貨物自動車を用いる場合において、道路に	一時限以上

自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)における普通乗用自動車、普通貨物自動車、のち、普通貨物自動車を除く)のうち、普通乗用自動車を用いる場合において、道路に	高速自動車国道等における普通乗用自動車、普通貨物自動車、のち、普通貨物自動車を除く)のうち、普通乗用自動車を用いる場合において、道路に	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。	三時限以上
二 準中型免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員)が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認められる者に限り、()が行うこと。	三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	

備考

- 一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。
- 二 教習は、大型自動車仮免許、中型自動車仮免許又は準中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。
- 三 現に普通免許を受けている者に対しては、普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能、貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（普通乗用自動車における普通自動車の安全な運転における普通自動車の安全な運転に必要な知識）に必要知識（貨物自動車に係るものに限る。）に係る教習の教習時間は一時以上とする。
- 四 現に普通免許を受けている者に対する教習のうち、貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（貨物自動車に係るものに限る。）に係る教習の教習時間は一時以上とする。
- 五 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合については、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。
- 六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、準中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。
- 七 普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通乗用自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。
- 八 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の危

- 九 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- 十 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、準中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は準中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。
- 十一 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。
- 十二 現に普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号二若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

（以下「教習課程（普通）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（普通自動車を運転することができず免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。	イ 普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者	ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの	二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。	イ 教習課程（普通）に係る教習を行うために必要な数の普通自動車（普通免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター	ロ イに掲げるもののほか、教習課程（普通）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備
三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。	第一欄 （教習事項の区分）	第二欄 （教習方法）	第三欄 （教習時間）		

普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	普通自動車又は運転シミュレーターを用いる場合において、普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用いる場合において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては、普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用いる場合において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては、普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用いる場合において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては、普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用いる場合において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては、普通自動車の安全な運転に必要な技能
高速自動車国道等における普通	高速自動車国道等における普通	高速自動車国道等における普通	高速自動車国道等における普通	高速自動車国道等における普通	高速自動車国道等における普通
教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届
一時限以上	一時限以上	一時限以上	一時限以上	一時限以上	一時限以上

<p>通自動車 の安全な 運転に必 要な知識</p>	<p>出自動車教習 所の建物にお いて行うこと</p>	<p>一 教本、模擬 人体装置、視 聴覚教材等必 要な教材を用 い、届出自動 車教習所の建 物その他の設 備において行 うこと。 二 普通免許に 係る届出自動 車教習所指導 員（公安委員 会が応急救護 処置の指導に 必要な能力を 有すると認め る者に限る。） が行うこと。 三 模擬人体装 置による応急 救護処置に関 する実技訓練 を含むもので あること。</p>	<p>備考 一 この表において、教習時間は、一教習 時間につき五十分とする。 二 教習は、仮免許を現に受けている者に 対し行うものとする。 三 運転シミュレーターによる教習は、届 出自動車教習所の建物以外の設備におい て行うことにより届出自動車教習所の建 物において行ったのと同等の教習効果が あると認められる場合にあつては、当該 届出自動車教習所の建物以外の設備にお いて行うことができる。 四 普通自動車の運転に係る危険の予測そ の他の安全な運転に必要な技能に係る教 習のうち、運転シミュレーターを用いて 行うものについては、普通自動車を用い て行うものと併せて行うものとする。 五 現に大型二輪免許若しくは普通二輪免 許を受けている者又は令第三十三條の五</p>
--	-------------------------------------	--	--

<p>の三第一項第二号ニ若しくはホに該当す る者に対しては、気道確保、人工呼吸、 心臓マッサージ、止血その他の応急救護 処置に必要な知識に係る教習を行わない ことができる。</p>	<p>令第三十三條の五の三第二項第一号ハの規定 による指定の基準（大型二輪免許に係る教習の 課程（以下「教習課程（大自二）」という。）に 係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとす る。</p>	<p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に 関する技能及び知識の教習に従事する職員で 次のいずれかに該当するもの（大型二輪免許 を現に受けている者（当該免許の効力を停止 されている者を除く。）に限る。以下「大型 二輪免許に係る届出自動車教習所指導員」と いう。）により行われるものであること。 イ 大型二輪免許に係る教習指導員資格者証 の交付を受けた者 ロ 法第九十九條の三第四項第一号に該当す る者（大型二輪免許に係る者に限る。）又 は届出自動車教習所指導員研修課程で大型 二輪免許に係るものを修了した者であつ て、第二項第一号ロ（一）から（五）まで のいずれにも該当しないもの 二 次に掲げる設備を使用して行われるもので あること。 イ 教習課程（大自二）に係る教習を行うた めに必要な数の大型自動二輪車及び運転シ ミュレーター ロ おおむね長円形で、五十メートル以上の 距離を直線走行することができる部分を有 する周回コース ハ おおむね直線で、周回コースと連絡し、 コースが相互に十字形に交差する幹線コ ース ニ イからハまでに掲げるもののほか、教習 課程（大自二）に係る教習を行うために必 要な建物その他の設備 三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に 応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方 法により、あらかじめ教習計画を作成し、こ れに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間 行われるものであること。</p>	<p>第一欄 第二欄 （教習方法） 第三欄</p>
--	---	---	---------------------------------------

<p>（教習事項の 区分） 大型自動二 輪車の運 転に係る 危険の予 測その他 の安全な 運転に必 要な技能</p>	<p>大型自動二輪 車及び運転 シミュレー ターを用い、 大型自動二 輪車を用い る場合に あつては届出 自動車教習 所において、 運転シミュ レーターを 用いる場合 にあつては 届出自動車 教習所の建 物において 行うこと。</p>	<p>一 教本、模 擬人体装置、 視聴覚教材 等必要な教 材を用い、 届出自動車 教習所の建 物その他の建 物その他の設 備において行 うこと。 二 大型二輪 免許に係る</p>	<p>（教習時 間） 二時限以 上</p>
--	---	---	-----------------------------------

<p>届出自動車 教習所指導 員（公安委 員会が応急 救護処置の 指導に必要 な能力を有 すると認め る者に限る 。）が行うこ と。</p>	<p>三 模擬人体 装置による 応急救護処 置に関する 実技訓練を 含むもので あること。</p>	<p>備考 一 この表において、教習時間は、一教習 時間につき五十分とする。 二 運転シミュレーターによる教習は、届 出自動車教習所の建物以外の設備におい て行うことにより届出自動車教習所の建 物において行ったのと同等の教習効果が あると認められる場合にあつては、当該 届出自動車教習所の建物以外の設備にお いて行うことができる。 三 現に普通自動車を運転することができ る免許を受けている者又は令第三十三條 の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該 当する者に対しては、気道確保、人工呼 吸、心臓マッサージ、止血その他の応急 救護処置に必要な知識に係る教習を行わ ないことができる。</p>	<p>7 令第三十三條の五の三第二項第一号ハの規定 による指定の基準（普通二輪免許に係る教習の 課程（以下「教習課程（普自二）」という。）に 係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。 一 届出自動車教習所において自動車の運転に 関する技能及び知識の教習に従事する職員で 次のいずれかに該当するもの（大型二輪免許 又は普通二輪免許を現に受けている者（当該 免許の効力を停止されている者を除く。）に 限る。以下「普通二輪免許に係る届出自動車 教習所指導員」という。）により行われるも のであること。</p>
--	---	--	--

<p>普通自動車(区分)</p> <p>普通自動車(教習方法)</p> <p>二時限以上</p>	<p>イ 普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(普通二輪免許に係る者に限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの</p> <p>二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。</p> <p>イ 教習課程(普自二)に係る教習を行うために必要な数の普通自動車二輪車及び運転シミュレーター</p> <p>ロ おおむね長円形で、五十メートル以上の距離を直線走行することができる部分を持つる周囲コース</p> <p>ハ おおむね直線で、周囲コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、教習課程(普自二)に係る教習を行うために必要な建物その他の設備</p> <p>三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。</p>
--	---

<p>普通自動車二輪車(区分)</p> <p>普通自動車二輪車(教習方法)</p> <p>二時限以上</p>	<p>普通自動車二輪車(区分)</p> <p>普通自動車二輪車(教習方法)</p> <p>二時限以上</p>
--	--

<p>普通自動車二輪車(区分)</p> <p>普通自動車二輪車(教習方法)</p> <p>二時限以上</p>	<p>普通自動車二輪車(区分)</p> <p>普通自動車二輪車(教習方法)</p> <p>二時限以上</p>
--	--

<p>普通自動車(区分)</p> <p>普通自動車(教習方法)</p> <p>二時限以上</p>	<p>普通自動車(区分)</p> <p>普通自動車(教習方法)</p> <p>二時限以上</p>
--	--

備考

一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。

二 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。

三 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

8

令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車二種免許(以下「大型二種免許」という。))に係る教習の課程(以下「教習課程(大型二種)」という。))に係るものに限り、は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型二種免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。以下「大型二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。))により行われるものであること。

イ 大型二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(大型二種免許に係る者に限る。)

又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程(大型二種)に係る教習を行うために必要な数の乗車定員三十人以上のバス型的大型自動車(以下この項において「バス型的大型自動車」という。)、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車(以下「バス型の中型自動車」という。))若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、大型二種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限り。以下この項において同じ。)

又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程(大型二種)に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

<p>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車等の安全な運転に必要な技能</p>	<p>一 バス型の大型自動車、バス型の中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合には、凍結路面教習を行うことができない設備を併せて用いて行うこと。教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくとも凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。</p> <p>二 バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合には、道路又は届出自動車教習所のコース</p>	<p>に必要ない技能</p> <p>自動車を用いる場合において、道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>一時限以上</p>
---	---	--

<p>気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に適切に対応その他の応急処置に必要な知識</p>	<p>一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>二 大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急処置の指導に必要な能力を有する者と認める者に限る。）が行うこと。</p> <p>三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練</p>	<p>身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の確保について必要な知識</p> <p>その他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p> <p>一時限以上</p>
---	---	--

<p>七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると</p>	<p>四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、バス型の大型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。</p> <p>五 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間内において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。</p> <p>六 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、バス型の大型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又はバス型の大型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。</p>	<p>備考</p> <p>を含むものであつること。</p> <p>一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。</p> <p>二 教習は、バス型の大型自動車を運転することができると認められる者に受けて行われる者に対して行うものとする。</p> <p>三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合においては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。</p>
--	--	--

<p>二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。</p> <p>イ 教習課程（中型二種）に係る教習を行うために必要な数のバス型の中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指</p>	<p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型第二種免許又は中型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ 中型第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（中型第二種免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの</p>	<p>認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。</p> <p>八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の中型自動車若しくは普通自動車を用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。</p> <p>九 令第三十三条の五の三第一項第二号二又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に適切に対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わなければならないこと。</p> <p>令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p>
--	---	---

<p>夜間における旅客自動車運転の安全な運転に必要な運転知識</p>	<p>旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識</p>	<p>旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識</p>	<p>第一欄(教習事項の区分)</p>	<p>第二欄(教習方法)</p>	<p>第三欄(教習時間)</p>
<p>バス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の中型自動車を用いる場合において道路において</p>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>バス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の中型自動車を用いる場合において道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>上</p>	<p>二時限以上</p>	<p>一 時限以上</p>

<p>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における危険性の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な知識</p>	<p>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における危険性の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な知識</p>	<p>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における危険性の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な知識</p>	<p>第一欄(教習事項の区分)</p>	<p>第二欄(教習方法)</p>	<p>第三欄(教習時間)</p>
<p>バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合において道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。</p>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合において道路又は届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>上</p>	<p>二時限以上</p>	<p>一 時限以上</p>

<p>備考 一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。</p>	<p>身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車運転の安全な運転に必要な知識</p>	<p>教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	<p>六時限以上</p>
<p>二 中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急救護処置の必要を有する能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。</p>	<p>三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。</p>	<p>二 中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急救護処置の必要を有する能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。</p>	<p>上</p>

<p>八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その</p>	<p>七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な知識に係る教習のうち、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うこと</p>	<p>六 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、バス型の中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又はバス型の中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと</p>	<p>五 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。</p>	<p>四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、バス型の中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。</p>	<p>三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。</p>
--	---	--	--	---	---

他の交通の安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の大形自動車若しくは普通自動車を用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。

九 令第三十三条の五の三第一項第二号二又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わなければならない。

10 令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（普通二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

- 一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。
- イ 普通第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者
- ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通第二種免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（一）から（五）までのいずれにも該当しないもの
- 二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 教習課程（普通二種）に係る教習を行うために必要な数の普通自動車（普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター
- ロ イに掲げるもののほか、教習課程（普通二種）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
旅客自動車 の運転に 係る危険 の予測そ の他の旅 客自動車 の安全な 運転に必 要な技能	普通自動車又は 運転シミュレ ーターを用い 、普通自動車 を用いる場合 にあつては道 路において、 運転シミュレ ーターを用い る場合にあつ ては届出自動 車教習所の建 物において行 うこと。	二時限以 上
旅客自動車 の運転に 係る危険 の予測そ の他の旅 客自動車 の安全な 運転に必 要な知識	教本、視聴覚教 材等必要な教 材を用い、討 論の方式によ り、届出自動 車教習所の建 物において行 うこと。	一時限以 上
夜間におけ る旅客自 動車の安 全な運転 に必要な 技能	普通自動車又は 運転シミュレ ーターを用い 、普通自動車 を用いる場合 にあつては道 路において、 運転シミュレ ーターを用い る場合にあつ ては届出自動 車教習所の建 物において行 うこと。	一時限以 上

路面が凍結
の状態に
ある場合
その他の
悪条件下
にある場
合における
運転の
危険性に
応じた旅
客自動車
の安全な
運転に必
要な技能

一 普通自動車
又は運転シミ
ュレーターを
用いて行うこ
と。ただし、
普通自動車を
用いる場合に
あつては、凍
結路面教習を
行うことができ
る設備を併
せ用いて行う
こと（教習を
行う路面の状
態により当該
設備を用いな
くても凍結路
面教習を行う
ことができる
と認められる
場合を除く。）

二 普通自動車
を用いる場合
にあつては道
路又は届出自
動車教習所の
コースその他
の設備におい
て、運転シミ
ュレーターを
用いる場合に
あつては届出
自動車教習所
の建物におい
て行うこと。

三 普通自動車を用
いる場合、
高齢者等
が旅客で
ある場合
における
旅客自動
車の安全
な運転そ
の他の交
通の安全
の確保に

一時限以
上

ついて必
要な知識

一 教本、模擬
人体装置、視
聴覚教材等必
要な教材を用
い、届出自動
車教習所の建
物その他の設
備において行
うこと。

二 普通第二種
免許に係る届
出自動車教習
所指導員（公
安委員会が応
急救護処置の
指導に必要な
能力を有する
と認める者に
限る。）が行
うこと。

三 模擬人体装
置による応急
救護処置に関
する実技訓練
を含むもので
あること。

備考

一 この表において、教習時間は、一教習
時間につき五十分とする。

二 教習は、普通自動車を運転することが
できる免許を現に受けている者に対し行
うものとする。

三 運転シミュレーターによる教習は、届
出自動車教習所の建物以外の設備におい
て行うことにより届出自動車教習所の建
物において行ったのと同等の教習効果が
あると認められる場合にあつては、当該
届出自動車教習所の建物以外の設備にお
いて行うことができる。

四 旅客自動車の運転に係る危険の予測そ
の他の旅客自動車の安全な運転に必要な
技能に係る教習のうち、運転シミュレー
ターを用いて行うものについては、普通

ついて必 要な知識	一 教本、模擬 人体装置、視 聴覚教材等必 要な教材を用 い、届出自動 車教習所の建 物その他の設 備において行 うこと。	六時限以 上
二 普通第二種 免許に係る届 出自動車教習 所指導員（公 安委員会が応 急救護処置の 指導に必要な 能力を有する と認める者に 限る。）が行 うこと。		
三 模擬人体装 置による応急 救護処置に関 する実技訓練 を含むもので あること。		
備考		
一 この表において、教習時間は、一教習 時間につき五十分とする。		
二 教習は、普通自動車を運転することが できる免許を現に受けている者に対し行 うものとする。		
三 運転シミュレーターによる教習は、届 出自動車教習所の建物以外の設備におい て行うことにより届出自動車教習所の建 物において行ったのと同等の教習効果が あると認められる場合にあつては、当該 届出自動車教習所の建物以外の設備にお いて行うことができる。		
四 旅客自動車の運転に係る危険の予測そ の他の旅客自動車の安全な運転に必要な 技能に係る教習のうち、運転シミュレー ターを用いて行うものについては、普通		

自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。

五 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。

六 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、普通自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は普通自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行つたのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことができる。

八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車を用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。

九 令第三十三條の五の三第一項第二号二又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わなければならない。

(指定の申請)

第二条 届出自動車教習所を設置し、又は管理する者は、令第三十三條の五の三第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定(以下この条、次条及び第四條において「指定」という。)を受けようとするときは、別記様式第一号の申請書を当該届出自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員(大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。)の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第五号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)及び履歴書

(指定書の交付)

第三条 公安委員会は、指定をしたときは、別記様式第二号の指定書を交付するものとする。(変更の届出)

第四条 指定を受けた教習の課程(以下「指定教習課程」という。)に係る教習を行う届出自動車教習所(以下「特定届出自動車教習所」という。)を設置し、又は管理する者は、第二條第二項各号に掲げる書類の記載事項に変更があつたときは、速やかにその旨を当該指定をした公安委員会に届け出なければならない。(終了証明書の発行)

第五条 特定届出自動車教習所は、指定教習課程を終了した者に対し、別記様式第三号の終了証明書を発行することができる。(帳簿)

第六条 特定届出自動車教習所は、帳簿を備へ、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 指定教習課程に係る教習を受けた者の住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定教習課程の種類

二 指定教習課程に係る教習事項及び当該教習事項について教習を行つた年月日

三 指定教習課程に係る教習に従事した届出自動車教習所指導員の氏名

四 指定教習課程に係る教習を受けた者が当該指定教習課程を終了した年月日

2 特定届出自動車教習所は、前項の帳簿を当該指定教習課程に係る教習を行った日から五年間保存しなければならない。(電磁的方法による保存)

自動車教習所の業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し等)

第八条 公安委員会は、特定届出自動車教習所について指定教習課程に係る免許に係る法第九十九條第一項の指定をしたとき、指定教習課程が第一條第二項から第十項までの基準(当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。)に適合しなくなつたと認めるとき、特定届出自動車教習所を設置し若しくは管理する者が第四條の規定に違反したとき、特定届出自動車教習所が第五條の規定に違反して終了証明書を発行し若しくは第六條の規定に違反したとき、又は特定届出自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前條の規定による報告若しくは資料の提出をせず若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたときは、その指定教習課程に係る指定を取り消すことができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、別記様式第四号の指定取消通知書により通知するものとする。

附則 (平成八年八月六日国家公安委員会規則第八号)

この規則は、平成六年五月十日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十四号)の施行の日(平成八年九月一日)から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一條第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている二輪車教習課程は、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(以下「新規則」という。)第一條第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通二輪車教習課程(次項において「指定普通二輪車教習課程」という。)とみなす。

3 当分の間、前項の規定により指定普通二輪車教習課程とみなされる二輪車教習課程を行う届出自動車教習所については、新規則第一條第四項第二号イ及び第三号の規定にかかわらず、運転シミュレーターを使用しないで、教習を行うことができるものとする。

七 教習事項、教習方法、教習時間等を定めた教習計画書

五 自動車及び運転シミュレーター一覽表

六 教材一覽表

四 建物その他の設備の状況を明らかにした図面

三 コースにおいて教習を行う場合にあっては、コースの敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

二 指定を受けようとする免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた届出自動車教習所指導員にあっては教習指導員資格者証の写し、その他の当該免許に係る届出自動車教習所指導員にあっては当該免許に係る法第九十九條の三第四項第一号に該当する者又は届出自動車教習所指導員研修課程を修了した者であることを証する書面及び前條第二項第一号ロ(一)から(五)までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

一 届出自動車教習所を管理する者及び指定を受けようとする免許に係る届出自動車教習所指導員(大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員、普通免許に係る届出自動車教習所指導員、大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員又は普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員をいう。以下同じ。)の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第五号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第三十條の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)及び履歴書

附則（平成一〇年七月二九日国家公安委員会規則第二号）
この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附則（平成一二年一月一日国家公安委員会規則第一号）抄
（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正前の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、自動車両移動保管機関等に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面について、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則及び業務の適正化等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式による書面について、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則及び業務の適正化等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、警備員等の検定に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則及び古物営業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを適用することができる。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

附則（平成一三年一月二二日国家公安委員会規則第一六号）抄
この規則は、刑法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十八号）の施行の日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。

附則（平成一四年四月二六日国家公安委員会規則第一三三号）

（施行期日）
1 この規則は、平成十四年六月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第四条に規定する特定届出自動車教習所において同条に規定する指定教習課程を受けている者に係る教習において使用する設備及び教習方法に関する基準は、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次項において「新規規則」という。）第一条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 改正後の大型第二種免許又は普通第二種免許に係る路面が凍結の状態にあることその他の悪条件下における運転の危険性を踏まえた旅客自動車の安全な運転に必要な技能についての教習の教習方法に関する基準は、この規則の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、新規規則第一条第五項第三号又は同条第六項第三号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する方法に準じるものとして都道府県公安委員会が適当と認めるものとする。この場合、

附則（平成一六年一月二二日国家公安委員会規則第二〇号）

（施行期日）
1 この規則は、平成十七年三月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次項において「旧規則」という。）第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた大型自動二輪車免許に係る教習の課程を修了した者、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（次項において「新規規則」という。）第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた大型自動二輪車免許に係る教習の課程を修了した者とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動二輪車免許に係る教習の課程を修了している者は、新規規則第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動二輪車免許に係る教習の課程を修了した者とみなす。

附則（平成一六年一月二二日国家公安委員会規則第二二二号）

（施行期日）
1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成一八年二月二〇日国家公安委員会規則第二号）
（施行期日）
1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二条第二項第一号の改正規定（住民票の下に「（府令第九条の十六第二号の登録証明書を含む）」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第二項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車免許に係る教習の課程は、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「新規規則」という。）第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車免許に係る教習の課程とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第一条第五項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第九項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

附則（平成一九年六月四日国家公安委員会規則第一三三三号）
（施行期日）
1 この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月十一日）から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に關し刑法の一部を改正する法律による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一條第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定による）

りなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）の罪を犯した者に対する自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に關する法律の施行に伴う關係国家公安委員会規則の整備に關する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第七号）による改正後の指定講習機関に關する規則第五條第三号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に關する規則第一条第二項第一号ロ（四）、交通安全活動推進センターに關する規則第六條第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に關する規則第二条第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六條まで」とあるのは、「第六條までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八條の二若しくは第二百一十一條第二項（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に關する法律附則第十四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪、刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十四号）による改正前の刑法第二百一十一條第一項（刑法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）とする。

附則（平成一九年八月二三日国家公安委員会規則第一九号）抄
（施行期日）
1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月十九日）から施行する。

附則（平成二〇年五月二〇日国家公安委員会規則第八号）
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）
（施行期日）
1 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

(経過措置)
第二条 この規則の施行の日前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十五年一月二九日国家公安委員会規則第一号) 抄
(施行期日)
この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

1 この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

附則 (平成二十五年一月一三日国家公安委員会規則第四号)
(経過措置)
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年四月二五日国家公安委員会規則第七号) 抄
(施行期日)
この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日(平成二十六年五月二十日)から施行する。

3 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第一項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二又は第二百十一条第二項(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)の罪を犯した者(次項の規定による改正後の刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第十三号)附則第二項に規定する者を除く。)に對するこの規則による改正後の指定講習機関に関する規則第五条第三号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第一条第二項第一号ロ(4)、交通安全活動推進センターに関する規則第六条第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に関する規則第二条第二号ハの規定の適用については、これらの規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条の二若しくは第二百十一条第一号(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則第十四条の規定による法律附則第十四条の規定により)

なお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。」とする。
附則 (平成二十六年一月一〇月一七日国家公安委員会規則第一〇号)
この規則は、公布の日から施行する。
附則 (平成二十八年七月一五日国家公安委員会規則第一四号)
(施行期日)
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)附則第十一項第三号において「改正法」という。の施行の日(平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。)から施行する。ただし、附則第十一項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百五十八号)附則第六條第一項に規定する者に対する改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(以下「新規規則」という。)第一条第二項第三号の表の備考第十号及び同条第三項第三号の表の備考第十号の規定の適用については、これらの規定中「現に」とあるのは「現に準中型自動車免許」とする。
3 改正法施行日において現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(以下「旧規則」という。)第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている中型自動車免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第三項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた中型自動車免許に係る教習の課程とみなす。
4 改正法施行日において現に旧規則第一条第四項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第五項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車免許に係る教習の課程とみなす。
5 改正法施行日において現に旧規則第一条第八項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている中型自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第九項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた中型自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。
6 改正法施行日において現に旧規則第一条第九項各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規規則第一条第十項各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

て指定を受けた普通自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

7 改正法施行日において現に旧規則第一条第三項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るものを修了している者は、新規規則第一条第三項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るもの及び同条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなす。

8 改正法施行日において現に旧規則第一条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車免許に係るものを修了している者は、新規規則第一条第五項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車免許に係るものを修了した者とみなす。

9 改正法施行日において現に旧規則第一条第八項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車第二種免許に係るものを修了している者は、新規規則第一条第九項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車第二種免許に係るものを修了した者とみなす。

10 改正法施行日において現に旧規則第一条第九項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車第二種免許に係るものを修了している者は、新規規則第一条第十項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車第二種免許に係るものを修了した者とみなす。

11 附則第七項の規定により新規規則第三条第二項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るもの及び同条第四項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者として選任している届出自動車教習所指導員として選任している者(届出自動車教習所指導員として選任している者)を届出自動車教習所を管理する者は、これらの者に準中型自動車免許に係る教習の課程に従事させようとするときは、次の各号のいずれにも該当するものであつて、都道府県公安委員会が指定する研修を受けさせなければならない。

一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。
二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。

三 改正法による改正後の道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第八十四条第三項の準中型自動車に係る教習について必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委員会が認める研修であること。
附則 (令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号)
(施行期日)
この規則は、令和元年七月一日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に關する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自動車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律

施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手續等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (令和二年六月二二日国家公安委員会規則第八号) 抄

附 則 (令和二年六月二二日国家公安委員会規則第一三三号)

第一条 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

第二条 (経過措置)
この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

1 (施行期日)
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和二年六月三十日)から施行する。

2 (経過措置)
この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手續等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年二月一〇日国家公安委員会規則第九号)

1 (施行期日)
この規則は、道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和四年五月十三日)次項において「施行日」という。)から施行する。(経過措置)

2 施行日前に交付された次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める書類とみなす。

- 一 第一条の規定による改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(次号において「旧規則」という。)別記様式第二号の指定書 第一条の規定による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(次号において「新規則」という。)別記様式第二号の指定書
- 二 旧規則別記様式第三号の終了証明書 新規則別記様式第三号の終了証明書

附 則 (令和四年九月一四日国家公安委員会規則第一六号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第1号(第2条関係) (施行期日：令和四年九月一四日)

警察官 氏 名	姓 名
職 務	
所属 課 長	
印 影	

備考 1 申請者が記入する事項は、申請者の欄に、その氏名、職名、所属の所在地及び在籍中の氏名を記載すること。
2 印は捺印した日、捺印する欄を記入欄とする。
3 印刷の大きさは、日本標準規格A4とす。

別記様式第2号(第3条関係)

別記様式第2号(第3条関係)

指 定 書						
氏 名						
所在地						
届出事項(第1号、第2号、第3号)の規定により、上記の届出自動車教習所の指定書。						
<table border="1"> <tr> <td>教習員(大型)</td> <td rowspan="5">を指定する。</td> </tr> <tr> <td>教習員(中型)</td> </tr> <tr> <td>教習員(準中型)</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二)</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二二)</td> </tr> </table>	教習員(大型)	を指定する。	教習員(中型)	教習員(準中型)	教習員(大型二)	教習員(大型二二)
教習員(大型)	を指定する。					
教習員(中型)						
教習員(準中型)						
教習員(大型二)						
教習員(大型二二)						
<table border="1"> <tr> <td>教習員(大型二二)</td> <td rowspan="2">を指定する。</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二二二)</td> </tr> </table>	教習員(大型二二)	を指定する。	教習員(大型二二二)			
教習員(大型二二)	を指定する。					
教習員(大型二二二)						
<table border="1"> <tr> <td>教習員(大型二二二)</td> <td rowspan="2">を指定する。</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二二二二)</td> </tr> </table>	教習員(大型二二二)	を指定する。	教習員(大型二二二二)			
教習員(大型二二二)	を指定する。					
教習員(大型二二二二)						
<table border="1"> <tr> <td>教習員(大型二二二二)</td> <td rowspan="2">を指定する。</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二二二二三)</td> </tr> </table>	教習員(大型二二二二)	を指定する。	教習員(大型二二二二三)			
教習員(大型二二二二)	を指定する。					
教習員(大型二二二二三)						

備考 印刷の大きさは、日本標準規格A4とす。

別記様式第3号(第5条関係)

別記様式第3号(第5条関係)

終了証明書						
氏 名						
所在地						
印 影						
印 影						
上記の者は、年月日 道路交通法施行令(第2号)の規定により、上記の届出自動車教習所の指定書。						
<table border="1"> <tr> <td>教習員(大型)</td> <td rowspan="5">を終了した者であることを証明する。</td> </tr> <tr> <td>教習員(中型)</td> </tr> <tr> <td>教習員(準中型)</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二)</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二二)</td> </tr> </table>	教習員(大型)	を終了した者であることを証明する。	教習員(中型)	教習員(準中型)	教習員(大型二)	教習員(大型二二)
教習員(大型)	を終了した者であることを証明する。					
教習員(中型)						
教習員(準中型)						
教習員(大型二)						
教習員(大型二二)						
<table border="1"> <tr> <td>教習員(大型二二)</td> <td rowspan="2">を終了した者であることを証明する。</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二二二)</td> </tr> </table>	教習員(大型二二)	を終了した者であることを証明する。	教習員(大型二二二)			
教習員(大型二二)	を終了した者であることを証明する。					
教習員(大型二二二)						
<table border="1"> <tr> <td>教習員(大型二二二)</td> <td rowspan="2">を終了した者であることを証明する。</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二二二二)</td> </tr> </table>	教習員(大型二二二)	を終了した者であることを証明する。	教習員(大型二二二二)			
教習員(大型二二二)	を終了した者であることを証明する。					
教習員(大型二二二二)						
<table border="1"> <tr> <td>教習員(大型二二二二)</td> <td rowspan="2">を終了した者であることを証明する。</td> </tr> <tr> <td>教習員(大型二二二二三)</td> </tr> </table>	教習員(大型二二二二)	を終了した者であることを証明する。	教習員(大型二二二二三)			
教習員(大型二二二二)	を終了した者であることを証明する。					
教習員(大型二二二二三)						

備考 1 印刷日、印刷日、終了年月日の欄に「印刷済」を記載し、署名欄に署名すること。
2 印刷の大きさは、日本標準規格A4とす。

別記様式第4号 (第8条関係) (国公立大学・国公立大学等、私立大学・私立大学等、専修学校、短期大学等、職業実践専門課程等)
 別記様式第4号 (第8条関係)

解 説 通 知 書	
年 月 日	
在 席	
席	
以下記内容により、	決行すべき事項
1. 試験科目 (科目) 2. 試験時間 (時間) 3. 試験場 (会場) 4. 試験形式 (形式) 5. 試験科目 (科目) 6. 試験時間 (時間) 7. 試験場 (会場) 8. 試験形式 (形式)	の修正を許可したものと通知します。
用 意 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本製図規格A4(縦)と等しくする。